事故発生の防止及び発生時対応の指針

（総則）

1．この指針は、特別養護老人ホーム ガジュマルの郷における介護・医療事故を防止し、安全かつ適切に質の高い介護・医療を提供する体制を確立するために必要な事項を定める。

（安全対策部門の設置）

2．介護事故の発生防止につなげる指針の作成、委員会の開催、職員への研修、これらを適切に実施するための担当者の配置に加え、その担当者が関連する外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備える。

介護事故防止に向けた指示や事故が生じた場合の対応について、職員全員に適切に行き渡るような体制を整備する。部門は、担当者（全老健 リスクマネージャー資格保有者あるいは
全国老人福祉施設協議会 安全対策担当者養成研修終了者）の下に以下の委員会を設置する。

（委員会の設置）

3．前条の目的を達成するために、当施設に「事故発生の防止のための委員会」（以下 委員会 と略す）を設置する。

（1） 委員会は、次に揚げる者で構成する。

① 施設長（管理者）
② 相談員
③ 介護支援専門員
④ 看護職員
⑤ 介護職員
⑥ 機能訓練士
⑦ 栄養課職員

（2） 上記職種より委員長を選任し委員長は安全担当者を努める。

（3） 委員会は委員長が招集し、議論すべき事項は委員にあらかじめ通知する。

（4） 委員会は毎月 1 回の定例開催及び委員長の判断による臨時開催もある。

（5） 委員長は実際の紛争対応にあたる紛争対応チームを内部に設ける。
紛争対応チームに関する規定については別に定める。

（6） 委員長は、必要と認めるときは、参考人として関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

（7） 委員長は、委員会の内容を管理者に報告する。

（事故発生の防止のための職員研修に関する基本指針）

4．委員会において策定した研修プログラムに基づき、局員に対し年 2 回「事故発生の防止のための研修」を実施するほか、新規採用者がある場合はその都度、「事故発生の防止のための研修」を実施する。

（事故等発生時の対応に関する基本指針）

5．事故等発生時には、別に定める発生時の対応に基づき適切に対処する。

（入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針）

6. 本指針は、各課に常備し入所者等から閲覧の求めがあった場合は、朝9時～夕5時までの範囲内で閲覧させるものとする。

（委員会の任務）

7. 委員会は、管理者の命を預け所掌業務について調査、審議するほか所掌業務について管理者に建議し承認されたものについて実行し、調査、審議の結果については、施設長の報告するものとする。

（所掌業務）

8. 委員会は、次に揚げる事項を所掌する。

（1）安全対策に関する事項

①報告システムによる事故及びヒヤリはっと事例の収集、分析、再発防止策の策定・検討、防止策の実施防災対策実施後の評価に関すること。

②報告システム以外からのリスクの把握、分析、再発防止策の検討・策定、防止策の実施、防止対策実施後の評価に関すること。

③介護・医療安全対策のための職員に対する指示に関すること。

④介護・医療安全対策のために行う提言に関すること。

⑤介護・医療安全対策のための研修プログラムの検討及び実施、広報（開示を含む）及び出版の実行に関すること。

⑥その他、介護・医療安全対策に関すること。

（2）紛争対策に関する事項

①紛争対応チームから報告される紛争の分析・再発防止策の検討・策定、再発防止策の実施、再発防止策実施後の評価に関すること。

②再発防止策のための職員に対する指示に関すること。

③再発防止策のために行う提言に関すること。

④再発防止策のための研修プログラムの検討及び実施、広報及び出版の実行に関すること。

⑤その他、紛争に関すること。

⑥家族関係者、行政機関、警察、報道機関などへの対応

（個人情報の保護）

9. 委員は、個人情報保護のため以下の事項を厳守する。

（1）委員は、委員会で知り得た事項に関しては委員長の許可無く他に漏らしてはならない。

（2）委員は、委員長の許可無なく、事故報告書、ヒヤリハット報告書事例に関しての全ての資料を複写してはならない。

（3）委員は、委員長の許可なく、事故報告書、ヒヤリハット報告書とその統計分析資料を研究、研修等で利用してはならない。

（安全対策担当者）

10. 介護・医療安全対策に資するために、安全対策担当者を置く。

（1）安全対策担当者は管理者が任命する。

（2）委員長が安全対策担当者の統括を行う。

（3）安全対策担当者は、委員長より以下の権限を与えられる。
ア.「事故」および「ヒヤリハット」事例の報告システムの管理を行う。
イ.報告システムによって収集した事例について、施設長を含む関係職員への面談、事実関係調査を行う。
ウ.報告システム以外からリスクを把握し委員長への報告を行う。
エ.委員会で策定した防止策の実行指導・支援、改善点検を行う。
オ.介護・医療安全対策に関する職場点検と改善を行う。
カ.介護・医療安全対策に関する情報収集を行う。
キ.介護・医療安全対策に関する研修計画立案を行う。
ク.介護・医療安全対策に関する施設内調整を行う。
ケ.報告システムによって収集した事例の原因分析及び防止対策を委員会で策定する際のまとめ役を担う。
コ.その他の介護・医療安全対策に関する活動を行う。
サ.活動内容について委員会に報告を行う。

（報告システム）
11.報告システムを以下のとおりとする。
（1）〈事故発生〉
施設内で介護・医療事故が発生した場合、当該事故に関与した職員は応急処置又はその手配拡大防止の措置及び上司への報告など必要な処置をした後、速やかに別に定める「事故報告書」を安全対策担当者に提出する。事故報告を受けた職員は、直ちに管理者（管理者が何らかの理由により不在の場合は、予め定められた順位の者）に報告し、管理者は安全対策担当者及び所要の職員に事故内容を伝達するとともに対応を指示する。事故対応終了後、安全対策担当者は当該事故の評価分析を行った上で委員会に報告する。
（2）〈ヒヤリハット報告〉
施設内でヒヤリハット事例が発生した場合は、関係した職員は別に定める「ヒヤリハット報告書」を作成し安全対策担当者に報告する。安全対策担当者は報告されたヒヤリハット報告書をとりまとめた上で委員会に報告する。また、「ヒヤリハット報告書」は個人情報保護に配慮した形でとりまとめの上、関係職員で共有し介護・医療事故、紛争の防止に積極的に活用する。なお、ヒヤリハット事例を提出した者に対し当該報告を提出したことを理由に不利益処分を行わない。

（職員の責務）
12.職員は日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに介護・医療事故の発生の防止に努めなければならない。

（記録の保管）
13.委員会の審議内容等、施設内における事故の関する諸記録は５年間保管する。

（指針等の見直し）
14.本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

紛争対応チームに関する規定

（目的）

第１条　特別養護老人ホーム ガジュマルの郷において発生した介護・医療事故紛争について迅速かつ適切に対応するために「紛争対応チーム」（以下「チーム」と略す）を事故発生の防止のための委員会（以下委員会という）の内部に設置する。

（構成）

第2条　チームは、委員会の内、次に揚げるメンバーで構成する。

① 施設長もしくは予め定めた代行者
② 支援課責任者（不在時代行は支援課の自責責任者があたる）
③ 安全対策担当者

（リーダー）

第3条　チームにリーダーを置き管理者もしくは予め定めた代行者がこれにあたる。

（任務）

第4条　チームは、管理者の命を受け所掌業務について調査審議し、対応策を検討するとともに実際の紛争対策を行う。また、所掌業務について管理者に建議することが出来る。

2.チームの調査審議の結果、紛争対応結果については、管理者に報告するものとする。

（所掌業務）

第5条　チームは、紛争が発生した場合又は発生する可能性がある場合は、次の事項を所掌する。

① 状況の把握および情報収集に関すること（事故調査）
② 対応方法の検討
③ 利用者および利用者家族等の直接対応
④ その他介護・医療紛争に関すること
⑤ マスコミ対応

（招集）

第6条　チームはリーダーが招集し、必要とする場合は随時開催することが出来る。

（参考人）

第7条　リーダーは必要と認めるときは、関係職員の出席を求め意見を聴取することが出来る。

（委員会との連携）

第8条　チームは事故、紛争が発生した場合には、必要に応じて委員会への報告を行わなければならない。

（個人情報の保護）

第９条 個人情報保護については「事故発生の防止及び発生時対応の指針」に準ずる。　　以上

別添　事故の発生防止と発生時の対応策